

V 適格請求書等保存方式の下での税額計算

(適格請求書等保存方式の下での税額計算の概要)

問76 適格請求書等保存方式における税額計算の方法について教えてください。

【答】

軽減税率制度の実施後は、消費税率が軽減税率と標準税率の複数となることから、売上げと仕入れを税率ごとに区分して税額計算を行う必要がありますが、売上税額から仕入税額を控除するといった消費税額の計算方法は、適格請求書等保存方式においても現行と変わりません。

具体的な売上税額と仕入税額の計算方法は、次のとおりとなります。

1 売上税額（詳細については、問77《売上税額の計算方法》をご参照ください。）

(1) 原則（割戻し計算）

税率ごとに区分した課税期間中の課税資産の譲渡等の税込価額の合計額に、108分の100又は110分の100を掛けて税率ごとの課税標準額を算出し、それぞれの税率（6.24%又は7.8%）を掛けて売上税額を算出します（新消法45）。

① 軽減税率の対象となる売上税額

軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）	×	100/108	=	軽減税率の対象となる課税標準額
軽減税率の対象となる課税標準額	×	6.24%	=	軽減税率の対象となる売上税額

② 標準税率の対象となる売上税額

標準税率の対象となる課税売上げ（税込み）	×	100/110	=	標準税率の対象となる課税標準額
標準税率の対象となる課税標準額	×	7.8%	=	標準税率の対象となる売上税額

③ 売上税額の合計額

軽減税率の対象となる売上税額	+	標準税率の対象となる売上税額	=	売上税額の合計額
----------------	---	----------------	---	----------

(2) 特例（積上げ計算）

相手方に交付した適格請求書又は適格簡易請求書（以下これらを併せて「適格請求書等」といいます。）の写しを保存している場合（適格請求書等に係る電磁的記録を保存している場合を含みます。）には、これらの書類に記載した消費税額等の合計額に100分の78を掛けて算出した金額を売上税額とすることができます（新消法45⑤、新消令62①）。

なお、売上税額を積上げ計算した場合、仕入税額も積上げ計算しなければなりません。

適格請求書等に記載した消費税額等の合計額	×	78/100	=	売上税額の合計額
----------------------	---	--------	---	----------

2 仕入税額（詳細については、問 79 及び問 80 をご参照ください。）

(1) 原則（積上げ計算）

相手方から交付を受けた適格請求書などの請求書等（提供を受けた電磁的記録を含みます。）に記載されている消費税額等のうち課税仕入れに係る部分の金額の合計額に100分の78を掛けて仕入税額を算出します（新消法30①、新消令46①②）。

請求書等に記載された消費税額等のうち課税仕入れに係る部分の金額の合計額	×	78/100	=	仕入税額の合計額
-------------------------------------	---	--------	---	----------

(2) 特例（割戻し計算）

税率ごとに区分した課税期間中の課税仕入れに係る支払対価の額の合計額に、108分の6.24又は110分の7.8を掛けて算出した金額を仕入税額とすることができます（新消令46③）。

なお、割戻し計算により仕入税額を計算できるのは、売上税額を割戻し計算している場合に限られます。

① 軽減税率の対象となる仕入税額

軽減税率の対象となる課税仕入れ（税込み）	×	6.24/108	=	軽減税率の対象となる仕入税額
----------------------	---	----------	---	----------------

② 標準税率の対象となる仕入税額

標準税率の対象となる課税仕入れ（税込み）	×	7.8/110	=	標準税率の対象となる仕入税額
----------------------	---	---------	---	----------------

③ 仕入税額の合計

軽減税率の対象となる仕入税額	+	標準税率の対象となる仕入税額	=	仕入税額の合計額
----------------	---	----------------	---	----------

（参考）売上税額と仕入税額の計算方法

売上税額	仕入税額
<p>【割戻し計算】（原則） 売上税額は、税率の異なるごとに区分した課税標準である金額の合計額にそれぞれ税率を掛けて計算します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">この方法を採用する場合、仕入税額は積上げ計算（原則）又は割戻し計算（特例）のいずれかを選択することができます。</div>	<p>【積上げ計算】（原則） 仕入税額は、原則として適格請求書等に記載された消費税額等を積み上げて計算します。</p> <p>【割戻し計算】（特例） 課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る支払対価の額を税率の異なるごとに区分した金額の合計額にそれぞれの税率に基づき割り戻し、仕入税額を計算することもできます。</p>
<p>【積上げ計算】（特例） 相手方に交付した適格請求書等の写しを保存している場合（適格請求書に係る電磁的記録を保存している場合を含みます。）には、これらの書類に記載した消費税額等を積み上げて売上税額を計算することができます。</p>	<p>【積上げ計算】（原則） 仕入税額は、原則として適格請求書等に記載された消費税額等を積み上げて計算します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">売上税額の計算において「積上げ計算」を選択した場合、仕入税額の計算では「割戻し計算」を適用することはできません。</div>

(売上税額の計算方法)

問77 適格請求書等保存方式における売上税額の計算方法について教えてください。

【答】

適格請求書等保存方式における売上税額については、原則として、課税期間中の課税資産の譲渡等の税込金額の合計額に110分の100（軽減税率の対象となる場合は108分の100）を掛けて計算した課税標準額に7.8%（軽減税率の対象となる場合は6.24%）を掛けて算出します（割戻し計算）。

また、これ以外の方法として、交付した適格請求書及び適格簡易請求書の写し（電磁的記録により提供したものも含まれます。）を保存している場合に、そこに記載された税率ごとの消費税額等の合計額に100分の78を乗じて計算した金額とすることもできます（積上げ計算）（新消法45⑤、新消令62）。

ただし、適格簡易請求書の記載事項は、「適用税率又は税率ごとに区分した消費税額等」であるため、「適用税率」のみを記載して交付する場合、税率ごとの消費税額等の記載がないため、積上げ計算を行うことはできません。

なお、売上税額の計算は、取引先ごとに割戻し計算と積上げ計算を分けて適用するなど、併用することも認められますが、併用した場合であっても売上税額の計算につき積上げ計算を適用した場合に当たるため、仕入税額の計算方法に割戻し計算を適用することはできません（インボイス通達3-13）。

(売上税額の積上げ計算における適格請求書の交付の範囲)

問78 当社はスーパーマーケットを営んでいます。交付した適格請求書及び適格簡易請求書の写しを保存している場合には、売上税額の積上げ計算をすることができるのですが、例えば、商品販売時に顧客に対して適格簡易請求書であるレシートを交付しようとしたところ、顧客がこれを受け取らなかった場合などは、交付がないとして売上税額の積上げ計算はできないのですか。【令和元年7月追加】

【答】

適格請求書等保存方式における売上税額の計算方法については、原則の割戻し計算のほか、相手方に「交付」した適格請求書等の写しを保存している場合（適格請求書等に係る電磁的記録を保存している場合を含みます。）に、そこに記載された税率ごとの消費税額等の合計額に100分の78を掛けて算出した金額を売上税額とする積上げ計算も認められています（新消法45⑤、新消令62）。

この点、ご質問のように、適格請求書等を交付しようとしたものの顧客が受け取らなかったため、物理的な「交付」ができなかったような場合や交付を求められたとき以外レシートを出力していない場合であっても、適格請求書発行事業者においては、当該適格請求書等の写しを保存しておけば、「交付した適格請求書等の写しの保存」があるものとして、売上税額の積上げ計算を行って差し支えありません。

※ 適格請求書等の写しの範囲については、問51《適格請求書等の写しの範囲》をご参照ください。

(仕入税額の計算方法)

問79 適格請求書等保存方式における仕入税額の計算方法について教えてください。

【答】

適格請求書等保存方式における仕入税額の計算方法は、次のとおりです。

1 積上げ計算

原則として、交付された適格請求書などの請求書等に記載された消費税額等のうち課税仕入れに係る部分の金額の合計額に100分の78を掛けて算出します（請求書等積上げ計算）（新消法30①、新消令46①）。

また、これ以外の方法として、課税仕入れの都度^(注)、課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10（軽減税率の対象となる場合は108分の8）を乗じて算出した金額（1円未満の端数が生じたときは、端数を切捨て又は四捨五入します。）を仮払消費税額等とし、帳簿に記載（計上）している場合は、その金額の合計額に100分の78を掛けて算出する方法も認められます（帳簿積上げ計算）（新消令46②）。

なお、仕入税額の計算に当たり、請求書等積上げ計算と帳簿積上げ計算を併用することも認められますが、これらの方法と割戻し計算（下記「2」参照）を併用することは認められません（インボイス通達4-3）。

(注) 例えば、課税仕入れに係る適格請求書の交付を受けた際に、当該適格請求書を単位として帳簿に仮払消費税額等として計上している場合のほか、課税期間の範囲内で一定の期間内に行った課税仕入れにつきまとめて交付を受けた適格請求書を単位として帳簿に仮払消費税額等として計上している場合が含まれます（インボイス通達4-4）。

2 割戻し計算

課税期間中の課税仕入れに係る支払対価の額を税率ごとに合計した金額に110分の7.8（軽減税率の対象となる部分については108分の6.24）を掛けて算出することができます（新消法30①、新消令46③）。

ただし、仕入税額を割戻し計算することができるのは、売上税額を割戻し計算する場合に限ります。

(適格請求書などの請求書等に記載された消費税額による仕入税額の積上げ計算)

問80 仕入税額の計算について、適格請求書に記載のある消費税額等に基づいて積上げ計算する場合、消費税額等の記載がない適格簡易請求書の交付を受けたときは、どのように計算すればよいですか。

【答】

適格請求書又は適格簡易請求書に記載された消費税額等を基礎として、仕入税額を積み上げて計算する場合には、次の区分に応じた金額を基として仕入税額を計算することとなります（新消令46①）。

- ① 交付を受けた適格請求書（電磁的記録により提供されたものも含まれます。）に記載された消費税額等のうち課税仕入れに係る部分の金額

- ② 交付を受けた適格簡易請求書（電磁的記録により提供されたものも含まれます。）に記載された消費税額等のうち課税仕入れに係る部分の金額
（適格簡易請求書に適用税率のみの記載があり、消費税額等が記載されていない場合は、適格請求書に消費税額等を記載する際の計算方法と同様の方法により計算した金額のうち課税仕入れに係る部分の金額）
- ③ 作成した仕入明細書（電磁的記録により作成したものも含まれます。）に記載された消費税額等のうち課税仕入れに係る部分の金額
- ④ 卸売市場において、委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受けた書類（電磁的記録により提供されたものも含まれます。）に記載された消費税額等のうち課税仕入れに係る部分の金額
- ⑤ 公共交通機関特例など、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められるものについては、課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10（軽減税率の対象となる場合は108分の8）を掛けて算出した金額（1円未満の端数が生じたときは、端数を切捨て又は四捨五入します。）
したがって、ご質問の場合は、上記②の場合ですので、適格簡易請求書に記載された金額が、税込金額の場合は、その金額に110分の10（軽減税率の対象となる場合は108分の8）を掛けて消費税額等を算出し、また、税抜金額の場合は、その金額に100分の10（軽減税率の対象となる場合は100分の8）を掛けて消費税額等を算出し、その金額を基礎として、仕入税額の積上げ計算を行います。